第三節：何故このような問題が生じたか

――学校責任の問題・学生を駄目にした権益主義と形式主義の親方日の丸体質について

➡【この節の課題】私の病気に関しての学校責任を明白にすることである［**学校責任の状況証拠**］

《◇－１：単位認定権剥奪における学校責任について》

1989 年 3 月頃にＭＥ課長などは単位認定権を剥奪するのではなく、以下のことをすべきであった。

①事前に、本年は次年度からカリキュラム変更のため、英語は懸命に勉強しなければ大変なことになると、学生に叱咤激励をして危機感を持たすこと。

②教師の私にも、事前にその特殊事情を知らせ、対応を協議すること。

③再試及び学生の進級問題に関して、（私が許可を事前にとっていた）ＯＴ係長とＭＥ課長で違うことを言うなどは論外であり、職員間で協議や意思統一をする義務を果たすこと。

④それでも単位を落とした学生が多くて困るならば、次年度特別カリキュラム……などを組み学生に要件を満たさす方法を検討すること。

⑤これら全部しても不合格ならば、不真面目な学生で退学さすべきである。ましてや、特別事情の年と言っても、退学はおろか再試せずともわずかな学生数の単位不認定にすぎない。しかも、単位不認定された学生でも、八割以上授業に出席している学生等には、留年しても、出席免除の措置があるため、2 年に進級した上で英語二教科の履修も可能であった。次年度教科名が変わっても、レポート等で対処は可能であった。

⑥再試を私がしないということは、学生の乱れがあるのであり、私に首をちらつかせ辻褄（つじつま）合わせに進級させるのでなく、学生の乱れ及び勉学の欠如への抜本的対策を教授会及び事務全員で行う責任があったこと。

⑦重要なことは、この件と私の解雇は一切連動させないことを明言・確約し、その上で学生が学生に値し岡短の評価を下げることなく、学業課題を果たせるように、学生の進級問題について協議する義務がＭＥ課長にあったこと。学校の機能維持のための単位認定権を教科担当者に保障をする義務もあったこと。

⑧最後に、この件が結果として私の学生への対抗権を完全に奪ったということである。

ちなみに、1983 年から 1987 年まで、単位認定権への介入が一切ないときには、私の授業に関しては授業中の私語などほとんどなく、注意の必要もなく、あっても注意すれば即数箇月間の効果があった。勿論、暴挙にでる学生は私の授業では皆無であった。しかし、1988 年の、私の岡短一本化から事務員の変化と並行して学生が徐々に変化し、ＭＥ課長のこの一件を契機に授業は確実に不可能となる結果を導いたことは事実である。

上記のことは筋でなく、これが教育及び教育行政というものであり、その教育放棄をＭＥ課長は首をちらつかし強要したということである。学生に事前に特殊事情を話し、叱咤激励をする努力も一切せずに、講師の私にも事前にその特殊事情を相談する義務も放棄し、職員の意見の一致を図る組織運営上の義務も怠慢より行わず、私が再試しないことにした前提である学生の乱れ及び学習意欲の欠如への抜本的対策も一切せずに、私に安易に首をちらつかして教師の生命である単位認定権を侵すどころか事実上剥奪するという暴挙を行ったという結果となっている。

要するに、自分の職務怠慢を、単位認定権に介入し、形式的な辻褄合わせの進級を強要することで隠蔽をはかった。その結果、教育の崩壊をさせたという責任問題がある。これにより学則違反の出席日数が足りぬ学生も、授業中不真面目な学生も……再試して通せ、更に首をちらつかされて、今後も同様の趣旨を暗にほのめかされれば、この時点で無法学生が出現しても対処は不可能とさせられた。**要するに、私が怖かったのは、この教育権への介入と単位認定権の剥奪の弊害がいつ表面化するかであり**、例の無法学生の件はついに表面化してしまい、来るべきときが来たということであり、問題は学校の上記の怠慢及び形式主義及び大学において不可侵な単位認定権への介入にあった。

《◇－２：短大の事務員に、本当に学校を社会のために良くしようとする気があったか》

簡単に言えば、ＭＥ課長・岡短の問題点は二点ある。

第一が、学校を良くする気が全くないことである。即ち、岡短卒業に相応（ふさわ）しい英語の最低限の知識を教授することなどは全く頭にない。それどころか、学生が学問等に真摯な姿勢を持つようにするには、どうしたら良いか等は考えたり、文献で研究したりするなどの努力は一切しない。ただ、岡短に来て、与えられた事務だけをこなせば良いという形式主義がこの短大に蔓延していた。

そして、次年度よりカリキュラムが変わるため、本年度は落とされたらややこしい、否、事業団が自分にどういう評価をするだろうか、それのみが頭にあったとしか思えない。非常勤の私よりも、専任の彼に聞きたい。学校を、学生を本当に良くする気があったか！答えていただきたい。あったというならばどういう努力を過去に行ってきたかも言っていただきたい。ＭＥ課長のしたことは、後に記すように、学校の破壊行為に拍車をかけたのである。

第二が、ＭＥ課長の事務の怠慢である。
先の《◇―１》①～④の努力というよりも、正当なあるべき事務的事項をなぜしなかったか。まして、非常勤講師の窓口であるＯＴ係長などと見解が違うということは、事務員同士で次年度からのカリキュラムが変更（英語４単位が英語２単位と英会話２単位に分割）対策を協議して、必要事項を科目担当教師と相談することを怠った怠慢問題がある。出鱈目な学生以上に出鱈目な事務ということである。管理職の事務員としてですら失格ではないか。
まして、事前に私がＯＴ係長に「再試をせずに落として良い」と合意を取っているのに、管理職の事務員ごとに、私に依頼してくることに相違があるのはどういうことか。彼らの当時の一致点はこれらの会談などにおいて、私へ賃金等が一円も支払われていないことのみである。我が家の会談にしてもＭＥ課長の方は賃金がでて、私の方には一円もでていない。追試・再試作成料金も一円もでていない。処理代も一円もでていない。ここだけ当時職員は一致していた。ただし、私が駿台教壇に立っていたときには、一定賃金が出ていた事項であり、一貫性はない。
そして、これらの自分の不手際を私への首の脅しで、学則を無視し・教育を放棄し、辻褄のみ合わせようとするのはどういうつもりか。

私は永らく病気の本質が内蔵でなく、精神にあるということに気づいていなかったため、病気の発端がＭＥ課長（人物については字数関係上重複する場合は失礼ながら〝彼〟〝彼女〟を使用する）の単位認定権剥奪にあると分析していなかった関係から、まだ彼に対して恨みは余り深くない。しかし、その後の学校崩壊の拍車をかけた原因の大きな一つが彼にあった。彼と同様に、岡短職員が、学校を、学生を良くしようとする努力を全くせずに、それどころか、その逆の行為と言動を繰り返していることに腹が立っている。
教育はさっぱり分からず関心もない。しかし事業団の権益であるこの短大を残す必要があり、そのためには教育にはさっぱり興味がないが、全国のこの労働省系大学校グループと同じ卒業生、同じ率の進級生のみを確保せねば、自分への非難がくる。それ以外は頭にないとしか思えない。

こうした事務員が、いつのまにか非常勤講師は自分らの思いの儘（まま）になる存在と考え、教育を崩壊させるのも構わずに、首脅しの下で辻褄合わせのために単位認定権に介入をしてきたのである。自分の面子（地位）を保つために、教育を放棄し、学校の崩壊に拍車をかけたのみか、この首の脅しの下で私自身は学生に対抗できなくなってしまった。そして良心との板挟みから89年大吐血などの体調の悪化となり、それに金銭面からの攻撃が意識の後退現象、生きる屍と化してしまったと分析している。2010年には、これらの病気の一つとしてＰＴＳＤに陥ったと推測している。この間にも他の多くの労基法違反・不法行為があったことは第五節で述べる。

《◇－３：学校による不法行為が、私の病気同様に学校を崩壊させた》

こうした介入行為の結果、岡短がどうなったかの事例を教育者の視点から記しておく。
『ミラクルワーカー（奇跡の人）』という映画があった。周知の如く、ヘレン・ケラーとアン・サリバンの葛藤の物語である。この中でアン・サリバンが必死でヘレンの教育を行うが、両親の過保護がヘレンを駄目にしてしまう。これと全く同じことが岡短の本質である。
そして、ヘレン・ケラーは今まで両親を始め全員が自分のいいなりであったため、自分に向かってくるサリバンに激しい抵抗を行う。これと同じことが、1989 年 10 月の授業破壊学生の事件であったと私は考えている。最近はもっと悪質な犯罪行為を疑っているが、それらは後に記す。
そして、岡短学生はヘレン同様に教師や学校の顔を見ているのである。よって学校と教師全員が毅然たる態度で臨めば問題が生じることがなかった。それを、過保護というか〝事なかれ主義〟の事務員介入の結果、学生が増長・怠慢化していった。その上、サリバンにヘレンの両親が労基法違反を行えば、ヘレンの教育は不可能となる。

具体的に拙著教材『特殊法人の研究』（p24）からこの短大の従来の試験模様を一部引用する。

【参考―8】「……無試験自動卒業の例としては、学校の圧力は先述したが、その他の例を記しておく。
あるＡ教師は定期試験をし、不合格者には再試にて予告の上全く同一問題で試験し、（相当下駄をはかし）それでも

駄目な学生のみ不合格とされていた。こうした再試では全員100点近くとるのが常識であるが、全くほど遠い所にも問題がある。この場合にはＡ講師には非難がこぬし、どうせ、そうした学生は他の教科も不合格であり問題ないからである。

私も学校の圧力の下でどうせ通すという結論がでているなら、定期試験〈の〉問題〈の半分を〉予告し行い、それでも駄目な学生には再試験も全く同一問題でおこなう趣旨〈を〉伝え解答も事実上渡し、それで全く同一問題で試験〈を〉して不合格の学生をようやく不合格としたときもある。尚それでも白紙に近い学生もいる。

Ｂ講師は出席点を重視され、事実上大半出席すれば試験のときに名前を書くだけで合格に等しくしても一定の不合格者がでる始末であり、事実上無試験に等しい。勿論、私やＢ講師の担当科目が必修のときには、それでも万一〈その学生の〉就職が決まっていれば不合格者でも通してほしいという依頼はあった。依頼というより、事実上断れぬ形で。これが無試験卒業に限りなく近い実態である。

尚、駿台掛け持ち当時（首になっても困らないので）詐欺再試は御免と思い本格的に他の大学と同様の再試〈を〉すれば、火事場の馬鹿力で、大半の学生が目の色〈を〉変えて合格していた。駿台辞職後は圧力も強くなり、首を恐れてできず、詐欺再試中心となる。不合格者率は本格再試でも詐欺再試でも同じであるが、学校の圧力に屈して学生に迎合するか、他に職〈が〉有り、自らの意志を貫き学生が教師に合わすかの駆け引きである。（ただし、圧力を拒否でき100人中80人でも何人でも落ちることに関係なく、正式な単位認定することができるのは、首をかけることが可能な他の相当待遇の良い職を掛け持ちで持っているときのみ一定可能であり、それ以外のときは不可能である。学生より学校の方の動揺等がはるかに凄いため）……。」

これが、昔からの岡短の実態である。先に記したように、首覚悟で詐欺再試は御免と思い、他の大学同様（岡大レベルと言ってもおかしくない）の再試を本格的にしても、火事場の馬鹿力で大半の学生が目の色を変えて合格し、ほとんど落ちなかった。教師や学校の顔を見ているということである。そこでモロに介入され、私が学校の顔色を見なければならなくなるや、学生はどうなったか一例を記そう。

これはもっと後の例であるが、**ヘレン・ケラーの『Three days to see』（浜田訳＝「もし三日間のみ目が見えたならば」）を授業で解説した後で、「あなたがもし生まれて以来ずっと盲目であって、万一三日だけ目が見え、その後三日後に再度目が見えなくなるとすれば、何を見たいかを三つだけ記し、その理由も記せ」という問題を試験問題の中の一題として予告した。解答は日本語で良いとし、論理さえ通っていれば正解とすると予告**していたが、**これですら白紙に近い状態の学生や、ほとんど回答をしない学生が出てくる始末である。小学校三年生ですら「お母さんの顔が見たい。何故なら、お世話になったので」くらいは書けるし、それでも点を与えると言ってすら解答を書かない学生が出てきた。**

また、再試で正式な試験と同一問題を出すと予告し、正式な試験問題を持って帰らせた後で、再試をしてもひどい点しかとらぬ学生が英語が必須のときでさえいた。試験問題を易しくするかどうかより、教師や学校の顔色を窺（うかが）っているということである。

ちなみに、この短大に限らず荒れていたり、勉強が全くできないという高校生が、自動車教習所では大人しく紳士的に振るまうのみか、私がさっぱり分からぬ難解な車の構造などの授業をスラスラ理解している。教習所では、あるいは車の免許取得の試験時には、短大の如く職員が通さねば採点者を首にすると脅さないため、自分で勉強せねばならぬと判断するや彼らはきっちりと勉強しているのである。

岡短では、学生は、最初は私など教師の顔を、ところが事務員の介入後からは、過保護というより形式主義の事務員が必ず何とかしてくれると分析し、そして堂々と授業中でも好き勝手となっていった。

《◇－４：学校による不法行為の行き着く果て》

その行き着く果てが、情報科の学生ですらパソコンやワープロ清書のレポートなど見たことがないことにあらわれていた。単位認定がかかっていた再試代替レポートで（学校の器財を借りてでも）ワープロ清書を指定して書かせたときでも、小学生レベルのワープロやパソコンソフトの使い方であった。短大にパソコンは十分あり使用できるのに。本当に情報科の学生が学生に相応しいレベルでパソコンが使えるのかと疑問に思う有様である。

同様に、デザイン科の学生が、いわさきちひろの紙芝居や星野富弘の絵を見せても、ルノアールがリュウマチに苦しみながら晩年絵を描いた話をしても興味も示さない。また、玉にレポートへの落書の絵を見ると三つ子が描いたような絵である。これが、短大の行き着く果てとなった。

その結果、全く職業訓練の学校とは無関係な学校となっていった。恰（あたか）も、農業に全く興味がないが、普通科を落ちた子がやむなく農業高校に集まったかのような現象が95年以降は更に顕著になってゆく。それ以外の年次も似たりよったりである。

政経と英語専門の私よりも情報科の学生の大半がパソコンやインタネットの技術が極端になく（少なくとも興味を示さず）、デザイン科の学生の大半よりも、絵が苦手であった私の方がデザインや絵に関心を持ち、拙著教材『旅に心を求めて』等を考えると、私よりも学生の方が芸術への渇望感を持っていないと思

わざるを得なかった。
　これが、この短大の行き着いた所である。ちなみに、当時の学生の大半以上が専門とは無関係な職場に就職しているはずである。職業訓練とは全く無縁の学校となっていった。限りなく旧文部省系の装いをしながら、実態は何もない学校と。

　しかも、通常の文部省系（現文部科学省系）と異なり、膨大な金（奨学金の半額の授業料）と敷地（1学年百人に対して7万平方㎡）と建物（約13）をつぎ込み、完全少人数授業を実施しているにも拘わらずである。
　97年当時は、このポリテクカレッジ・グループは全国に４年制を除いてすら短大が26あり、**単純計算すると全労働省短期短大学校生六千人で180万平方㎡の土地と三百の建物と26人の学校長と26人副校長がいることになる。この比率を早大に当てはめれば、1998年頃の早稲田大学のみで1800万平方㎡と三千の建物と260人の学校長と260人の副校長がいる計算となる。**
　また、後に述べるように車通勤の学生の比率は過去見た大学の中では最高水準であり、特に家計に問題のある人間が来ている訳ではない。1993年度以降は１クラス20人授業であるが、駿台などで１クラス250人で教えた方がはるかに効率的という実体にもつながる。税金と雇用保険料の無駄遣いというようなものではなく、これらの金の溝（どぶ）捨て行為となっていた。
　必要ならば（調査費等支給を条件に）その実態・実体と問題点を教育面から詳細に分析してもよい。そして、それを生み出した要因の一つが事務員にあった。その被害は私にも直に及んだ。少なくとも1989年10月の無法学生の事件は、ＭＥ課長の単位認定権剥奪で私を羽交い締めにし、更に労基法違反などの不法行為で事務員と分断されたことが原因で起こったとしか分析できなかった。その結果、第二節に述べた如く生きる屍と化してしまった。

　ＭＥ課長の行為は私自身の身体をガタガタにしたのみではなく、学校全体を更に崩壊させていくことになった。尚、ＭＥ課長がこの短大で特に目立った怠慢課長ではない。大半の職員が全部同じである。学生の学力・教育とか学校を本当に良くするための努力などは全くしない。第一、非常勤講師の私よりもそうしたことに関心を持っていなかった。こうした状況の中で、彼らが自らの事務の怠慢の埋め合わせをするために、首の脅しの下で私の単位認定権に介入をしてきたときに私の悲劇が生まれた。
　第１章で記したように、私は私自身が過去英語苦手人間・落ちこぼれ人間・苦学生であったため、多忙ながらも、援助の手をさしのべる文章を大抵の年に学生に配付していた。実際にそうした援助を求めてきた男子学生Ａ君には私のアパートやアパートの近くで半年間に亘り、毎週1時間余り英語の特訓をしたり、Ｂ君には授業後に教室で毎回30分居残り解説をしたりしていた。私のこうした努力は、事務員の怠慢と教育への不当な介入により台無しにされた。私の過去の努力は、学生に真摯に勉強させようとする努力などを全く考えたことすらない管理職を中心とする事務員のために、水の泡となった。

　具体的な記録が十二分にある 1994 年以降で、95 年労基法違反から再度体調が悪化した事例との対比により、90 ～ 93 年の私の商売道具である頭の破壊、即ち生きた屍の状態が、この短大の不当行為と関連していたとしか思えない。そこで賠償｛89年の病院入院費、入院中の賃金補賞、慰謝料、（2010年現在迄の）23年に亘る定期的通院費と病院までの交通費｝を要求するものである。
　〝ぼったくる〟気も、不当な額も考えていない。短大及び事業団が嘘をつかず、卑怯なことをせず、きっちり対処し・検討し、適切な賠償を公益機関の面子にかけて行うことを要求する（第四章参照）。
　万一これが無視されると、「事業団」関連の短大グループも含む教育機関はいずれ必ず壊滅するであろう。雇用促進センターなども教育機関であり、教育機関において、正しいことは正しいとしない限り、教育機関の生命は失われ、やがて崩壊してしまうであろう。

【参考―９】上記文書は1999年記述である（2004年微修正）。2010年現在、私が警告した通り、「機構」解体再編成が日程にのぼり、能開大グループの身売り問題が水面下で進行しているようにも思われる。又、96年頃の「事業団」｛現在の「機構」｝施設投売り問題を指摘し、警告していたが、2003年頃再度施設投売り、更に同年頃に580億円以上かけてつくった「私の仕事館」が昨年頃から閉鎖され……と私の予告通りの事態となっている。「機構」理事長への労働省事務次官天下りは、2000年小渕元総理、2004年小泉元総理などに手紙を送付し、2004年から民間登用に変更された。

第四節：労基法２条２項違反による大吐血の苦しみ

➡【この節の課題】病気と岡短責任

首脅しの単位認定権剥奪を行ったＭＥ課長一人が問題のある課長ではなく、次の課長のＹＫ課長はこれから述べるように 1992 年 3 月に労基法 2 条 2 項違反を行い、それが私の十二指腸潰瘍再発と大吐血に繋がる。やがて、課長も替わり 95 年度から今度は牧歌的なHM課長になると、課長が窓口にたたずに非常勤講師担当者の事務員ＦＪ氏により、労基法 2 条 2 項違反他多くの不法行為や過失の連続となる。ＦＪ氏が大人しくなりかけたと思うや、97 年度からは後に記す労基法違反等をしても今度は居直り強硬派（正確には労基法パワハラ型）のMK課長となりついにはドクターストップとなる。

なお、この短大創立当初の課長は、私への態度が上記課長達とは全く違い、既に述べたように低姿勢であった。当時の課長（1983 年から数年勤務）の一人であったＩＹ　課長などは短大と別個に年賀状も私より先に送付してこられたり、転勤されても二度目の転勤くらいまでは年賀状や挨拶状を頂いたりしていた。ところが、私が駿台を辞め短大一本にするや上記の如く、1988 年以降からは課長などの態度も一変した。たまにまともな課長（HM課長等）のときには、代理の非常勤講師担当がきっちり労基法違反を行う。ただし、万一、上記のＭＥ、ＹＫ課長……が 1983 年頃岡短で職務に就いていれば、私をこの短大へ招聘したいきさつと他のバイト先・駿台教壇がある強みから、ＩＹ　課長に類する態度と同一であった可能性もある（逆に言えば、私を専任確約で招聘し、専任にするための努力を岡短が責任を持ってすると言ったことの引継ぎをしていたかどうかを2010年頃から疑っている）。

よって、これは一課長の問題でなく、「事業団」の体質に根ざしている。そこで第五節では特殊法人・「事業団」の構造問題からこの問題を明白にする。そして何故労基法違反が旧労働省所管の職場（この短大グループの変更は全て国会で審議されるような大学校）で蔓延したかを、具体的な労基法違反と不法行為の凄い事例をあげながら明白にする。ただし、この第四節では、ＭＥ課長の後を受けたＹＫ課長の労基法 2 条 2 項違反問題と私の吐血被害の件を述べることにする。

《◇－１：生きる屍の状況のもう一つの苦しみ・将来の悲観と金銭問題》

第二節の《◇－ 1》で述べた生きる屍の苦痛は以下の苦痛をも生んでいた。

①金銭問題。
金で相当悲観していた。事実上無収入の現在よりもまだ悲観していた。その理由は現在（1999 年 10 月現在）、健康や、何よりも商売道具である頭（知力・記憶力など）が回復しつつあるため、47 歳になろうとする今日（1999年）でさえ、30 歳後半でも知力を失った時期よりは一定は楽天的になれるのである。頭で食っていっている人間が知力と記憶力を喪失し、おまけに文献が 1400 日以上 1 冊も読めなくなれば悲壮という以上のものであった。
実際に、一生の仕事として一番嫌いな水商売に近い（地元の田舎の）ホテルの受付などもこの時期は考えたこともある。この時期は気力が消えているのに、将来の定職のことで悲観していた時期でもある。

②商売道具の頭が機能不全への悲観。
この時期（91 年度）に河合塾に専門の政経で運良く潜り込んだときがあった。病気さえなく通常の精神と身体ならば、河合塾の全政経講師の中でナンバー 1 になるのが当たり前で、運悪く特別にその種の才能ある人がいても河合塾全体の全講師の中ではトップクラスにならないということはあり得ない。
駿台で政経だけのとき（84 年等）にあれだけ目立っており、更にその後（89 年等）に日本史、自主学習で世界史の資料も政経用に作成しており、またパソコン等の武器も取得しており、当然駿台（特に 84 年駿台時）の数倍の力を発揮していた。
正直に言って当時なら、病気さえなければ、日本史等の掛け持ちもなく政経一本であり、河合塾国語の牧野氏レベルの人気は百パーセント得ていたと思われる。同時に、その実績を基にして英語に早い時期にコンバートしたであろう。ところが、この河合塾を間接的には短大起因の病気によって、直接的には 92 年のＹＫ課長の労基法 2 条 2 項違反によって失ってしまった。

③将来への悲観。当時、気力がないときでさえ、一番苦しかったのは生活の見通しがなく、将来への展望が持てなかったことである。専任確約のある短大に対しては、専任確約撤回のみか、あの少ない給料（平均年収 40 万円で）首になることを極端に恐れ、学校の試験監督に関する労基法違反かつ試験とは見なされぬひどい教育の破壊に対してすら抗議もできなかった。
《◇－ 2》で記す大吐血時ですら、病気が原因で首になることを恐れ、医者を騙して病院を抜け出し、

短大の授業に行かざるを得ない状態となる。**病気で自信を失い、関学・早大大学院を修了し、ある分野では人並み以上の力を持っている人間が、事実上一年中拘束され、毎週往復約 200 キロの所へ通い、年収わずか 40 万円前後であるにも拘わらず、その仕事を首になることを極度に恐れる状態におかれていた。仕事を首にならないために重病下でも、入院 30 日目くらいから医師を騙して出講していた（93 年 10 月から 60 日入院）。なお、極端な仕事の首を恐れる状態は89年3月のＭＥ課長の首脅しから始まり 97 年まで続く。**

④その他受けた被害。

上記金銭被害に起因する結婚のチャンスも失った。見合いも、父が強引に設定してこの間にさせられるが、行く気は全くない。何故ならば相手が必ず聞いてくる。「あなたの年収は幾らですか」と。すると私は応えねばならない。「私の年収はずっと約 40 万円です。」これでは相手は馬鹿にされたと憤るに決まっているからである。そして、間に入った人にも迷惑をかけることになる。結婚はしたいが、見合いなどできる訳がない。無理矢理見合いをさせられ、丁度断りたい人であったが、それでも断る口実に「私の年収は現在 40 歳くらいですが約 40 万円しかありません」と言える訳がない。これは相手への侮辱に当たるといっても過言ではない。

恋愛も無理である。附属資料：資料－ 1 の写真の推移を見れば分かるように、（90 年代前半は病気により）身体が水膨れというか腫れあがり、その外観以上に知力・気力が後退し、能力も後退し、腕力も後退し、勢いも覇気もなく、終始 24 時間就寝願望で、更に月最低 2 回は通院し続け、そして年収は約 40 万円前後で、年齢は 40 歳を超えて……では誰が私の相手をするかであり、実際に誰もしなかった。

ちなみに、こうした病気にならなかったならば、1989 年末から今日までの間にまず結婚できていたであろう。万一、短大で確約通りに 1984 ～ 89 年に専任になっていたらば百パーセント近い確率で結婚していた。否、87 年迄に専任確約はなかったことにしてくれと明白な専任撤回をしてくれていても、恐らく百パーセント近く結婚できていたと思われる。それ所か労基法違反や不法行為だけでも一切なかったならば病気にならず、結婚できた可能性は極めて高い。何故ならば短大を辞めても、当時ならば十分な収入のある職にすぐつけたため、結婚の障害の一つであった年収問題はクリアできたからである（第 1 章第二節参照）。

《＊注：2004 年 7 月 11 日追記》

岡短を解雇されることへの怯えと他方で岡短に閉じこめられた監禁労働からの解放を願う心境は矛盾していない。簡単に言えば昔の女郎は当然〝足抜き〟を願っているが、大病をして他では使い物にならなくされると、女郎として生きるしかない。よって女郎を首になることを怖れるのと同様である。大病でなくても、他の仕事を完璧に封じられても同様の場合もある。親戚関係への迷惑や親戚関係に寄生する屈辱はそれ以上に耐え難いときもある。

《◇－２：1992年3月の労基法2条2項違反と大吐血について》

1990 年からの病気の症状は第二節に記しているが、90 年から治まっていた十二指腸潰瘍が 92 年 3 月の労基法違反から再発し、恐らくこれが起因となり再度の大吐血へと結びついたのではなかろうか。なお、このときの課長はＭＥ課長からＹＫ課長に替わっていた。よって、ＭＥ課長のみの問題ではなくて、1988 年頃からは課長が怠慢か、課長がたまにまともなら、他の非常勤講師担当職員の超ルーズさや不法行為があり、1998 年 1 月までその切れ目がなかった。

恐らく、「事業団」の中でＭＥ課長が怠慢で有名な人物として名高くないであろう。それは大半の職員が、「短大の教育内容を良くしよう」とか「学生を鼓舞し真摯に学ばそう」という意識を全く持っていなかったからである。少なくともその努力をしないだけではなく、親方日の丸的体質から波及する〝だらしなさ〟から多くのミスを続出させ、それを形式的に事務面から辻褄を合わすために教育に平気で介入するのみか、労基法違反まで平気でする体質を持っていたからである。そして、こうした悪い面は、学生は非常に見事に真似をする。まさに猿真似である。

学生の教育の前に職員の教育が不可欠であり、職員が教育関連の職員としての業務も果たせない所か、労働法などに対しても無知で平気で犯罪（労基法違反）を行うという、公民としても失格という大問題もある。これらの根は親方日の丸的体質にあると、拙著「特殊法人の問題点と教育聖域論への問題提起」、『親方日の丸』などで実証している。ＹＫ課長時代の労基法違反による吐血への流れを、拙著『閉じた窓にも日は昇る』から引用する（斜め字の部分）。　以下のＹ課長とは本文のＹＫ課長のことである。

九〇～九三年の事件の経緯を記す。「小さな親方日の丸型」Ｙ課長は、勤勉にコツコツと仕事をし、幾つかのアイデアを振り絞っていたようである。ただし、この課長には二つのアキレス腱があった。「教育、事業団本部が神経質になっていない以上、今は適当に」であり、もう一つは「労基法、今まで必死で勉強してきたが、そんな法律あったのかな。まあ、少なくとも牢基法ではないから、牢屋に入れられることもなかろう」という側面である。前者は意識の後退期の私にはこの時ばかりは救いと

なり、後者はこれから徐々に述べるように私の健康を大きく悪化させた。
この課長は、何かを思いつくと、即私等にも押し付けてきた。「ああ、良い考えが浮かんだ。では、非常勤講師にやって貰おう」と。だが彼は重要な事を忘却していた。一例を挙げよう。「試験監督は非常勤講師に、そうすれば専任講師は楽になる」と。彼は三つミスをした。
一つは第一三章の最後に書いた労働契約違反である。試験作成料と採点料が出ぬ代わりに試験監督はしなくてよいという契約があったが、両方させられ、賃金は片方しか出ていない。
第二に契約のみか過去も試験監督は一切しておらず、それを連絡も相談もなく私を試験監督にしていたため、後一歩で試験は中止となる所であった。もし、質問を受けに行くために、例年の如く、試験開始約三〇分後に試験会場の確認をしていたならば、試験は中止となっていた。偶々、試験開始五分前に試験会場一覧表を見ると、私が試験監督となっており驚き、大慌てで辛うじて処理をした。
第三が学生証提示の指示がなされていないため、誰が受けているのか分からないという問題である。週一回出講の非常勤講師が担当百名の学生全員を覚えている訳がない。高校ではこうした問題から監督は専任が行い、大学では一般に学生証提示を義務づけた上で大学院生などをバイトに雇い試験監督をさせている。
こうした中で、労基法違反により十二指腸潰瘍再発と吐血を引き起こされることになる。九一年末か九二年初頭頃に、Y課長から正式な場で次年度（九二年度）から週二回四齣（＝四〇〇分）授業を担当してほしいと正式依頼があり、私も合意し労働契約は締結された。当時の体調から仕事は週二回が限度と考え、九一年に政経を担当していた河合塾を辞めることにした。河合塾の方が賃金が遥かに良くても、（専任確約のある）短大を選ぶと同時に、労働契約をY課長と結んだ時点で契約遵守のため、その気があれば九二年度は福山校でも仕事があると明言されていた河合塾にも連絡を一切しなかった。勿論、他のバイトも探さなかった。ところが、一通の通知が九二年度授業開始間際に来た。週二日四齣（＝四〇〇分）が週一日二齣（＝二〇〇分）となっていた。私への問い合わせもなく一方的に。簡単に言えば、年収約八〇万円が年収四〇万円に一方的に減額されたということである。九二年度のまともな学校関係の教壇探しは不可能な時期であった。因みに、四月に出講すると岡短全体では英語は増えていた。ただし増加した一齣は、私と同姓の別の浜田という人が持っており、驚くというよりも怒りと同時に呆気に取られた。
国民年金掛金一〇万円余り、通院費・医療費が年約一〇万円、（病気のため止められない）生命保険掛金年八万円強、車の任意保険四万円、車税四万円強、車のガソリン以外の維持費（車検積立代やオイル代等）一〇万円強、これらの合計のみで約五〇万円である。勿論、他に授業の元手・教材費もいる。もはや生活は不可能となり、極度の心労を感ずる。おまけに、年収八十万円と試算して英会話学校への申込金も支払っており、赤字は百パーセント確定した。それ迄でも、口論をしながら七十代の母親（二〇一〇年現在九一歳）の内職や父親の年金を当てにしていたが、もう限界となる。
五月頃からバイトを探し続けるが時期が悪い。なかなかバイトが見つからずに心労が蓄積し、同年夏には腹痛が二年ぶりに再発する。漸く、九二年九月か一〇月頃にN塾を見つけた。N塾では大したストレスはないし、私の一番嫌いな労働条件のルーズさは皆無であり、明細も賃金も労働契約もきっちりとしていた。だが、もはや先の心労から体にガタがきており、夏に再発した腹痛が勤務を開始した数箇月後の一二月から激化し、休職を余儀なくされる。正月明けを待ち、九三年一月三日にH病院に二〇日間の再入院をする。退院後、N塾から病気再発の危険性があるならば、仕事に穴を開けぬために自主退職を促され、結局辞職となる。
ところで、N塾退職後の九三年四月、岡短の授業開始日に英語が五クラス（五齣＝五〇〇分）に増加しているのを知り驚く。しかし、私は週一日（二齣＝二〇〇分）のままでY課長に不信感を抱く。〝Y課長は狂っている〟が、当時の心境。九二年度週四齣担当契約を事実上の無連絡で一方的に二齣に突如変更され、年収を半額の四〇万円にされた経緯があるにも拘わらず。専任確約で招聘され、長期貢ぎ労働を強いられたにも拘わらず。過去の経緯から言って、私が五齣全部を担当するのが、常識上も道義上も、当然の事であった。もし、そうなっていれば、授業は同じ内容を五回リピートするだけで年収は二・五倍となる。すると、両親への寄生額は病気を考慮するとギリギリの可能範囲内に減少し、バイト探しはせずに健康回復に専念していた。だが、Y課長の無責任な行動のため、同年五月から再々度バイト探しを余儀なくされる。
そして、八月上旬に父が危篤となり、同月中旬に死亡する頃から体調が再度悪化する。今分かっているだけでも十二指腸潰瘍の完全再発と悪化である。父の病気・死亡に絡む金銭面の危機が原因と思われる。こうして、ついに一〇月一五日に再々度H病院に入院する羽目となった。そして入院先のH病院での想像を絶する大吐血となる。同病院では処置不可能と診断され救急車で翌日T病院に移送される。内視鏡検査では十二指腸に一センチと〇・五センチの二つの潰瘍があり、血圧は上が七〇（診断書記載）という状況であった。
尚、父の死に際しては、病的無気力さに加え、（★資料―一や第一六章記述の如く）映画か何かで父の仕業による病気と考えた時もあり、悲しみはなく涙一つ流さなかった。通夜も葬式も必要以外は二階で寝ていたような状況であった。ショックはなく、ただ、父が得ていた年金が減額されるという金銭問題等での心労が加わり、吐血となったと思われる。何故ならば、駿台辞職後は母の内職のみならず、父の共済年金に寄生を余儀なくさせられていたのだから。しかも、九〇年の意識後退後は、一線に復活する能力も病気で喪失していたのだから。また幾つもの塾のバイトですら、岡短の労基法違反

で奪われていたのだから。こうして、一〇月の大吐血へ繋がったと推測される。そこで、九三年大吐血の本質は、左記の流れの如く、九二年三月の労働契約違反にあったと推定される。

①岡短と九二年度（仕事前年倍増）労働契約締結→②（病状上仕事セーブの必要性から）岡短契約遵守のため河合塾などを辞める→③労基法二条二項違反・契約遵守違反で九二年度契約が一方的に破棄され予定年収半額・約四〇万円とされる→④四月に出講すると私の労働契約時間は半分にされたにも拘わらず、岡短全体では英語は増えており強い不信感と憤り＝強度悪質ストレス→⑤バイトを探すが時期が悪く見つからずに心労蓄積→⑥同年夏から腹痛が二年ぶりに再発→⑦一〇月Ｎ塾でバイトを開始するが⑥で再発した腹痛が激化→⑧休職し九三年一月初頭、Ｈ病院二〇日間再入院→⑨Ｎ塾から病気再発危険問題から自主退職を要請され辞職→⑩同年四月、短大授業開始日に英語が五齣（＝五〇〇分）に増加しているにも拘わらず、私は週一日二齣（＝二〇〇分）のままで、Ｙ課長に不信感・憤り＝悪質ストレス→⑪再々度五月からバイト探し→⑫八月に父が死亡し、父の共済年金問題などから金銭の危機→⑬（岡短労基法違反ストレス・父死亡による金銭危機等の結果）九三年八月十二指腸潰瘍完全再発・激化→⑭一〇月大吐血、と推測される。

尚、労基法違反への抗議は、（１）病気の為（八九～九三年は完全無気力状態で知力が機能していなかった為）、（２）管理職の機嫌を損ねると専任確約が御和算になることを恐れた為、（３）説明も相談もなく事情がさっぱり分からなかった為、不可能であった。（１）のみでも病気による抗議能力が欠如しており、「権利に胡座をかいていた」とはみなされない。しかも、その病気の原因も、岡短の不法行為・単位認定権剥奪等により引き起こされていた。だが、関学卒・早大大学院修了で、ある分野では人並み以上の能力を持っている人間が、事実上一年中拘束され毎週往復二百キロの所へ通い、この頃は年収が上がっていたとはいえ僅か四〇万円くらいであるにも拘わらず、その仕事を首になることを極度に恐れる状態におかれていた。解雇されぬために、九三年一〇月から六〇日入院した時は、三度目の入院のため極秘とし、同時に入院三〇日目くらいから、（風呂及び着替えその他で）自宅に半日程度帰ると、医師を騙して出講せざるを得なかった。岡短の解雇を極端に恐れる状態に置かれていた。八九年三月頃の首脅しでの単位認定権剥奪は相当効いていた。

【★解説】

(A)試験監督について。

既述の如く、試験監督に関する労働契約は短大初年度にしていた。勿論、ＹＫ課長から労働契約変更の相談どころか、契約変更の通告すら受けていない。ちなみに、試験監督後に私が愚痴をこぼしていたときに、友人・ＡＳ講師が「視聴覚教室で試験をするときは、専任ではなく、担当教師がする」と雑談で言っていたが、そんな労働契約を結んだ覚えはないし、事実かどうかも不明である。ＡＳ講師は、私が専任確約を維持できるように、私の友人が岡短に招聘した講師であり、岡短に関しても私の方が先輩であり、私の方が詳しかったのが事実である。よって、労働契約違反である以上、1回約1万2千円×年2回×試験監督させた年数分の支払を利子をつけて今からでもしてもらいたい。

岡短のルーズさの深化を解説するために、この問題についてもう少し詳しく述べる。

1983 年創設時から再試試験監督（少なくとも私の教科で）は職員が一貫して担当していた。ところが88年3月頃の再試の日に、学生の質問に応じるため、試験会場に行くと試験監督官が一人もおらず、試験問題も配付されていなかった。そこで訳が分からないが、とりあえず慌てて事務所に試験問題を取りに行き、私が自分で試験監督をした。その後でＯＴ係長に仕事内容を変更する場合には事前に連絡だけはしていただきたいし、そうでないと仕事（教育）に穴があき困る事態になるという趣旨の葉書を送付した。再試でも、本試験監督でも従来の労働契約や慣例を破り私にさせる場合には、事前に連絡がなければ気がつかぬ場合が多くなり、試験実施は不可能となる。改めて試験を実施するとしても、今度は学生のスケジュールを優先せねばならぬため、学生全員の都合が一致しないときには、別々に試験を何回も実施せざるを得なくなる。そこで、試験問題は何通りも作成する羽目となる。

こうした嘆願の葉書をだしても、返答も、再試監督に関する解説もＯＴ係長・課長・事務員からは一切ない。ＳＭ先生かＡＳ先生が雑談風に喋るだけである。そして、駿台辞職後は多くの事項で、事前どころか事後にも連絡はなく、偶然気づけば大問題にならず、気がつかねば試験実施不可能問題も含め大問題となることをあからさまにされだす。勿論、賃金は一円もでていない。

簡単に言えばＡという仕事は我々の仕事ではない。それを葉書で問い合わせると、詫びたりあるいはＡに対して賃金を支払ったりするのではなく、無返答のみか以降は堂々とＡという仕事を無料で押しつけ、既成事実化しようとする居直りが見られ出す。それどころかＡを無料でやらせることができるならば、ついでにＢやＣも無料でやらせたらどうかなどと考え出すのである。Ａが再試、Ｂが本試験、Ｃが追試験であり、こうした豊かな創造力の持ち主がＹＫ課長であった。ちなみにＹＫ課長が異動した後では、本試験の監督は従来通り短大の専任職員が担当した。これもまた一切何の連絡も解説なく元に戻った。

もう少し言えば職員がＤというミスをした。だが詫びることなく、Ｄ を私の犠牲で処理しようとし、もし応じねば首にすると脅す。Ｅというミスをした。その被害額は 40 万円～ 50 万円の間である。「事業団」にばれると大変である。だが自分の金で処理するには額が大きすぎる。では非常勤の私を威嚇し、私から 40 ～ 50 万円を脅し取り、穴埋めを

しよう。D が先の首脅しでの 88 年度再試強要であり、E が労働契約を結んだが、その契約で何らかの（ダブルクロスなどの）ミスをしてしまい、95 年度には喧嘩的な威嚇で処理しようとし、92 年度は違う形で私の犠牲（年収40万円以上の損失×3年分、河合塾を棒に振る等）で実際に処理した。ＹＫ課長の試験監督強要の件でも、ＭＥ課長の再試強要の件でも、契約内容や仕事内容などを変更する場合には必ず連絡をしていただきたいと、**88年3月頃の再試監督後に葉書でＯＴ係長に釘をさし、牽制していた**。しかし、全く無視され好き放題であり、何か思いつけば非常勤講師にやらせてもその代価は無料と高をくくっているとしか思えない。何度も強調するがＹＫ課長の労基法 2 条 2 項違犯は労基法違反というよりも約 40 万円以上の泥棒行為でしかない。脱税よりも悪質であった。

ちなみに、月極賃金支払明細書等発効を要求したならばどうなったかはこの事例からも分かるであろう。さらに、第３章で述べる97年5月の賃金支払遅延をしないよう要望したならばどうなったかを読めば分かる。少なくとも専任確約は破棄されたであろう。更に要求しても再試強要の如く職員ごとにバラバラであるのみか、抗議し続け要求を実現しても３年後には別の課長登場で一から抗議のやり直しとなる。抗議のための準備時間は相当かかる。

まして、**最近疑っている裏金づくりに利用されていたならば、逆鱗に触れていたであろう。**裏金づくりとは、百キロ未満交通費無支給と私達に言い、他方で監査などには交通費を支払ったとして裏金をつくる手段である。それ以外にも予算の消化と裏金つくりに利用していたので、月極明細書を出さなかったとしか今は分析できない。もし私の誤解であったとしてすら、労働省所管の大学校で労基法を遵守しない大学に全ての責任がある。その前に、**月極明細書を一五年間一度もださないこと自体が所得税法２６６条違反である。ちなみに年末頃送付された一年間合計の源泉徴収票も大きなミスがあった年もある。これが労働省所管の学校の実態であった。**

（B）吐血に至る経過の資料

①腹痛は 1990 年から 1992 年にかけ、全くないかあっても軽い症状であり、回数も 4 ～ 6 箇月に一度前後と思う（当時の通院先病院はＨＤ病院［ＨＤ医師］。カルテがまだあれば確認できると思われる）。

② 91 年末か 92 年初頭、週２回４齣（400 分）の労働契約締結。同時に河合塾を事実上辞める。

② 92 年 4 月の労基法違反（被害額推定 40 万円余り × 3 年分＝ 120 万円。）

③同年 5 月からバイト探し。心労からか、記録では1992年8月22日に京都にてジュースを飲んだ後で腹痛が再開。

④ 1992 年 9 月か 10 月頃、Ｎ塾を見つける。労基法違反なし。ちなみに、小学生に数学を教えると僅かではあるが頭の機能が少し改善の兆しをみせた気配を感じた。数学的な物がプラスになるような気配を感じたが気のせいかもしれない。

⑤しかし、Ｎ塾を見つける前に、もはや体にガタがきており、慢性的な腹痛は92年11月中旬の和気閑谷行きを契機にどんどん悪化し、92年末は相当悪化し、93年の正月に入院となっている。（2010年時点で考えると、季節の変わり目で、労基法違反を契機に再発していた自律神経失調症が十二指腸潰瘍の悪化に拍車をかけたのかもしれない。）

⑥ 1993 年 1 月 3 日にＨＤ病院に 20 日間の入院をする。

⑦ 1993 年 4 月岡短の英語の齣数が全体で５齣（500 分）に増加しているにも拘わらず、私の齣数は２齣（200 分）のままであった。専任確約で招聘された件と 92 年の労働契約締結とそれを破ったことへの怒りが再燃。事実上、再度労基法違反を受けた心境であった。当然、私が週４齣（400 分）全部担当するのが 92 年度労働契約違反の後始末のはずであった。

⑧ 1993 年 4 月頃からバイト探し。

ＩＫ塾を知人（ＳＯ氏）より紹介されるが、労基法違反の臭いをかぎ、行く気がなくなる。ＩＫ塾が言うには、「教壇に立つまでも、研修も兼ねて（週 1 回か月 2 回か忘れたが）研究会（我が家から往復 50 キロか 60 キロの地）に参加してもらいたい」であった。当初は賃金ゼロ円、交通費ゼロ円提示であった。当然労基法違反である。ここで労基法違反に機敏になっている私はもう行く気は消え失せていた。後に交通費だけは出すと変化したが、賃金はゼロ円である。これは判例より、労基法違反の賃金不払等に該当しているはずである。強制・準強制的な研修会・研究会を強いた場合には賃金保障などがいる。Ｎ塾などはそうした研修会には金をきっちりだしていた。東京のふくろう博士経営の家庭教師センターでも、研修会には全て手当が出ていた。間接的には労基法違反の臭いで、直接的には父の死を契機に行くのを断った。**今考えると、労基法違反に関する PTSD に 1989 年になっていた可能性がある。労基法１条（労働条件は人たるに値する……）を侵し続ける岡短そのものへのＰＴＳＤとすれば、やはり 1989 年になっていたと思われる。**

⑨父入院頃から腹痛の再開。（父が死亡したら、私の生活費はどうなるかの不安が主因。）

⑩ 1993 年 8 月父の死。

⑪ 10 月に 24 時間連続吐血し、ＨＤ病院に入院、同病院では処置できず、ＨＤ医師が救急車を要請され、ＴＪ病院に入院（主治医ＫＢ先生）。内視鏡では十二指腸に 1 センチと 0.5 センチの二つの潰瘍あり、血圧も上が 70 という状況であった。

◎ＹＫ課長に専任確約の件で校長と面会求めて断られた年月日や、第五節で記す試験監督の件での労基法違反及び教育権侵害問題（への不信）の年月日が分かれば、更に 93 年 10 月の大吐血への流れがはっきりするかもしれない。これらの日程を岡短が知っているならば公開していただきたい。

《◇－３：吐血拷問について》

この第２章の時期の後半は、1992 年 3 月の労基法 2 条 2 項違反から引き起こされた十二指腸潰瘍再発と大吐血により死んだ方が良いというような拷問に関する記述である。このときから日本の絞首刑の残虐さに問題を感じ始めた。というのは、私が下記に記すように大吐血というより 24 時間の窒息状態に苦しんだからである。死刑の是非は抜くが、同じ死刑でも銃殺や安楽死的な死刑とすべきと今でも思う。一瞬にして何故殺さないのか。あんな残虐な人の殺し方はないというのが、実際に同様な苦痛を経験した人間の思うことである。また、このときから安楽死完全賛成派に変わった。理屈ではなくて、苦痛は受けたものでしか分からない。

以下、93 年 10 月の大吐血の状態を「96 年度指針・2 健康」（96 年 2 月作成）の文書から苦しみの状況を引用する。これは、第３章に記す如く 95 年以降は精神が疲弊し、吐血は映画か何かで、誰かの仕業と考えるようになっていた頃に（第３章六節参照）、昔の吐血を思い出し記した文章である。

93 年吐血時点でも、従来頑健な私が何故こんなに吐血するのか理由が分からず、特に心身症などの病名は知らず、一部両親が吐血に絡んでいると考えてもいた。逆に言えば、この 93 年10月吐血前の父親の死亡時にショックはなかったということでもある。よって父親の死＝ショック＝吐血でなくて、父親の死＝私の金銭苦（92 年 3 月の短大労基法 2 条 2 項違反被害）への拍車＝ショック＝吐血と医学的には考えている。なお、拙著『閉じた窓にも日は昇る』から引用した方が分かりやすいが、93年のみか95年以降の病気の症状を分析する上で（PTSD、鬱病、心身症分析資料として）、分かり難くても95年に記述した文書から引用する。

第３章で述べる 95 年の労基法違反一発で精神を破壊され、その症状が進んでいる最中の 96 年に記した文章のため、多少不自然で、現代医学上からは被害妄想的な記述箇所もあるが、逆に 95 年 3 月労基法違反からの精神疲弊の状況も分かるため修正をせずに抜粋する。

【資料―10。■96年2月記述の年次指針より引用】:〈 〉内→ 1999 年追加： 関連文は 95 年の 6 月頃から記述し、一部内容を変えて学生に配付さえしている。《 》と═は原則として 2004 年追加。人名は 2016 年略号に変更〕

「……今、気になることは、あの残虐な拷問に対して、どれほど残虐性があり、そしていかに残虐なことをしたかということが私の身の回りの人達に余りにも・信じ難いほど覚えておらずそしてその罪の意識が驚くほど薄いことである。最初、あの拷問はナイフで刺され血を流し続け全身血だらけになったのと同様の拷問と書こうとしたが、後に記すようにそんな生やさしいものではなかった。その根拠も後に記している。（恐らく知ってやったのであろうが、体質の違いから普通の人の想像以上の苦しみがあったのである）。しかも、それが二度あり、二度目は昨年記したように私にとっては全く意味のない、彼らにとっても他の手段で置き換えられるにも拘わらずなされた拷問である。勿論世の誠に照らし筋などあるはずもない。いつ終わるとも分からぬことをされ続け、昔の武士の切腹のように介錯の必要性すら感じた拷問であった。

それに対して、周りが余りにも安易に考えすぎなのである。私にすれば、物事のケリがついたとき、親や姉や親戚一同があれだけの残虐なことをしたのだから、当然死んでお詫びするという次元のことである。決してそれを望んでいるのではないが。また、それだけされても決して頭に来たことが癒されることはないであろうが。……血を 24 時間はき続け、介錯をも望んだのであるが。しかも、いつ終わるかもわからないのである。……

姉に言いたい。自分でＭＮと私が感情的にしこりができるようにし、そして私が家族の間の軋轢をうまないようにするため、子供を避けると不機嫌になったりしたことがある。私は家族関係を壊さないため、子供との問題は永久にしこりを残すためそれを避けるためそうしているのであるが、そちらはそうしたことを一切考えずつまらぬことをしている。しかも、考えてもらいたいのはそうしたつまらぬことばかり考えているが、私の受けた拷問のことを忘れているのではなかろうか。一度、〈次姉の子〉ＤＵ、ＹＵ、ＭＮにも私が受けた拷問と同じことをすること。事情が分かっているので、私にされた十倍のことをしてもらいたい。血を吐き、息のできない窒息状態を 24 時間休みなく連続で 10 日続けてもらいたい。どの~~ぐ~~〈くらい〉苦しいかやってみればわかる。そして、途中で殺してほしいといっても決して殺さぬこと。それをやってからもう一度出直してこい。血を吐くときは精神的ダメージが大きいが苦しいのは息ができないことにある。絞首刑で死ぬ一歩手前で息を吹き返すような、《連続して》あの息のできない状態を~~連続して続くことのできない状態を~~一度味わってこい。これはナチの拷問でも絶対に十分使えることを~~保障~~《保証》しておく。ここで、一つ大事なことを付け加えておく。すでに知っていると思うが、私はもともと戻しにくい体質なのである。二日酔いしてむかむかしていても、喉に手をつっこんでも戻せないのである。それだけに戻すときは無茶苦茶に苦しいのである。一般の人が血を吐いても物を吐いてもああは決してならないことを付け加えておく。だから、血を吐くことに付け加え、何らかの操作をして息ができないというよりも死にかかるということを付け加えてほしい。普通の人は簡単に戻せる人が多いが私の場合はあたかも喉に物がつまり死にかかるような状態になるのである。ひきつけそうにか、実際に引きつけているのである。……。どこかの病院で注射か何かで私がすぐ戻せたときはそれでも普通の人よりは苦しいが簡単なときも 1 回だけあった（注射でもその他のときは違うが）。もし普通の人が常にあれなら私の苦しみは絶対に味わっていないであろう。この連続もしくはそれほどひどい吐き方でなく単に血を吐いたときは、**気分が悪く、精神的にも大変でやはり生きていても仕方ないと思うこともあるが、死ぬように苦しい訳ではない。だが、かなりの場合、戻すときに息の止まった死にかかるような状態になるときがある。息ができずもがき苦しむ、そしてあわや窒息死かという状態が、それも結構長く続くのである。そして何回もあるのである。**だから、戻すときたまに

大したことがないことがあっても、常にそうした不安を抱えている訳である。もう一度書くが、私の友人のＨＩ氏が酒を飲み簡単に戻していたが、私の場合はそれと体質が違うので全く違うのである。あるいは〈Ｋ子〉さんが戻したのを見たことがあるが、信じられない~~㊒~~〈くらい〉楽に戻していた。彼らが私のようになっても一定〈は〉苦しむが、私の受けた苦しみは全く分からないであろう。私の場合は体質で全然違うのである。

比較するものとして、中 3 のときかなり高い〈約高さ 2 メートル余りの〉崖の上から頭から川に飛び込み川の浅瀬の岩に頭をぶつけ全身血だらけになったときを例にとろう。あのとき 6 針位頭を縫ったときのことである。一瞬の痛みだけ比較しても 10 倍以上でなく、私には 1000 倍以上戻すときの方が苦しいときがあるのである。しかも、戻すのは〈吐血は〉一瞬でなく 24 時間連続である。頭を切ったときはナイフで刺されたりするのと同様である。あるいは鉄パイプで殴られ全身血だらけになり頭を縫うのと同一の痛みと怪我である。だが、そんなもの天国である。次からわからぬようしてくれるなら鉄パイプで頭を殴られ全身血だらけにしてもらいたい。天国である。戻す〈吐血〉より、ひょっとするとナイフでどこか刺される方が楽かもしれないが、これは憶測であり断言できないが、鉄パイプか何かで数発殴られ全身血だらけになるのと比べれば、全然比較にならない。もし良心があるなら現在のようにおかしな形で血を吐かねばな《ら》ぬのなら本当に鉄パイプで血だらけにしてもらいたい。勿論精神面での問題はあるが。もし痛みだけなら比較にならぬ。頭より崖から飛び降り同様のことを~~かつて~~《嘗て》経験している。ただし、縫うときに余分なことをしないこと。あのときも~~事実上~~麻酔がきかず《頭の上のため十分効かないかもしれないと言われて》縫ったがそれでも血を吐くときとは比較にならぬ。糸を抜くとき昔は痛みがあったがそれでも比較にならぬ（今は知らぬが）。何度も書くが体質があるのである。……痛い一瞬の比較だけでも血を吐くときは頭を切ったときの 10 倍やそこらの苦しさですむということは絶対にない。（具体的に数値化できないが確実に 100 倍以上のような気もするが。あるいは 1000 倍で正しいかもしれない）。しかも、頭〈を切るのは〉は一瞬であるが血を吐くのは 24 時間そうした状態及びその不安をかかえているのである。これが拷問で無くして何が拷問~~ぞ~~《か》。……確実に鉄パイプの方が天国である。全身血だらけになっても。……万一不当に私をまたも拷問にかけるなら、即死状態でけりをつけるか、それもできないなら、せめて一度は楽をさせてもらいたいので鉄パイプで殴り全身血だらけにしてもらいたい。それは遥かに苦痛が少ないからである。

【★吐血拷問追体験用メニュー】

……もし、万一私の受けた拷問を知ろうと思えば必ず次の手順ですること。（体質の違いがあるので正確さをきするため）

①：頭を棍棒か鉄パイプで殴らせ全身血だらけになること。これを基準に苦痛度を測定するための必要条件。私も昔~~かつて~~崖から飛び降りた際同様の経験をしたが、今まで受けた私の拷問に比べれば本当に大したことはない。ただ、昔は縫うとき場所が悪いため麻酔がききづらかったが、それも大したことはない。糸を抜くときは、昔は一定確かに痛いが、だが、戻す〈＝吐血〉ときの窒息感に比べれば絶対に問題外の比べ物にならない苦痛である（私は両方経験しているので。特に戻すときの息詰まりの苦痛度は個人の体質があるのでそれを理解してもらうための比較の予備作業）

今回のメニューをするなら必ず①をすること。またも拷問するなら私が血を吐くよりこち《ら》の方がいいといっている~~㊒~~〈くらい〉であるから、その参考にもなるであろうから。

②：次に血をはき続けること。但し、個人差があるので別の手段を併用し窒息状態でもがき苦しみ、絞首刑で死ぬ一歩手前の状態にすること（ここが重要）。そして、そのときの苦しみが①の 1000 倍のような気がする時点及び何回か安楽死させてもらいたいと感じる時点も確認すること。

③：その確認ができたら、②の確認点を 24 時間連続ですること。

④：次に③をインタバル（休息）を取ることを許すので 5 時間休み 10 日連続で行うこと。

⑤：そして、以上の②～④を翌年もすること。

それでも、まだ私の苦痛は分からないであろう。何故なら諸君らは、自ら同意し、屈辱感も怒りも持つことなしに、しかも終わるということばかりか、いつ終わるかすら知って行うのであるから。目的もあり、精神的に耐え続けるであろう。そして付け加えておく。万一、父や~~叔父~~《叔父》が生きていたら決してこれをしてはならない。それは免罪符でしかなく、この拷問の残虐性を隠蔽することにしかならない。必死で合理化しようとし、終わる期限も〈知って〉進んで拷問を受ける人間と、屈辱と怒りにまみれ意味も分からぬ拷問をいつ終わるかもしれぬ思いで受ける人間の拷問は性格も苦痛度も違うからである。もし、あの拷問の残虐性を知ろうと思えば、ＭＮ~~㊒~~〈くらい〉の年代の子供にしてもらいたい。だが、それでも私の受けた苦痛よりは軽い。やはり、いつ終わるかを知っており、しかも同意し進んで拷問を受けるのであるから。おまけに屈辱感をもつこともなく、終わればただ、多くの人に賞賛される褒美つきの拷問であるから。

だが、それでもそうすれば、次のことを知ることはできるであろう。再びこうした病状（拷問）に陥る危機感を感じている人間は、その危険が差し迫ったときに、……あるいはＭＹ〈＝従兄弟〉さんが、〈長姉の子の〉ＴＫやＭＴが結婚……といってしきりに私の反応を探ったり、何らかの実験をしに私の所に来たが、たまたまあのときは気分が良いものの、それでもこうした拷問下にある人間は、ＴＫやＭＴの結婚……について何かを考えるよりは、いつ拷問が終わり、また拷問への脅迫が終わるかを第一に考えていることを！次にいつ奴隷状態が終止符を打つのかということを！諸君らは馬鹿ではないのか。私が諸君らによって、どのような拷問を受けたか、そしてどのように常に脅かされているのか、加害者の一部である諸君らはそれを忘れているのか。食堂がどうだ、離乳食がどうだ、誰が結婚した…

…、頭がおかしいのではないか。そんなことを考えられるゆとりのある拷問を諸君らは私に加えてくれたのか。違うであろう。ナチなみの拷問であろう。完全に諸君らが加えた拷問の残虐性を忘れているのでは無かろうか。あるいは、残虐性すら拷問しながら気づいていないのか。そして、決して望んではいないが、先の①～⑤のことをすれば、私の苦痛はそれでも理解できないものの、拷問下にある人間が食堂がどうか、ということより不当に拷問されることの方を気にしているということだけは分かるであろう。

この世にはもっと凄い苦しみはあるであろう。だからといって、私がその苦しみを受ける必要性もない。ナチの拷問下にあった人に、政府が「世の中にはもっと凄い苦しみがあるのですよ」と言ったときに、彼らは「自分らは幸せだったのですね」というであろうか。現在拷問進行中の人にそれを言えば、それと同時に違う意味も持つ。脅迫になる。ではもっと凄い拷問をされるのか、という脅迫である。また、同様に今年何回もあった風邪か何かの際の拷問への威嚇を含め、拷問をするとの脅かしは、これもまた拷問であることは、実際に拷問にあった人に聞けば分かるであろう。……」

1993 年 1 月に入院したＨＤ病院で鏡を見ると突如あご髭が白くなっているのを見て驚いたことがある。同時に髪の毛が薄くなっていったのは労基法違反のあった 92 年度が顕著であった。なお、この吐血に関して、データ的部分を『閉じた窓にも日は昇る』から引用する。（下記斜め字部分参照。）

二四時間連続吐血の意味を解説する。二四時間とは、九三年一〇月一五日夜入院後の二三時過ぎから吐血を開始し、一七日の一時頃一応終了であり、開始と終了迄の間の時間である。吐血間隔は、吐血のピーク時は一五分間程度連続で、（水泳で言う）息継ぎもほとんどできず、この一五分間が一六日〇時から午前五時頃まで十分程度のインタバルをおいて襲ってきた。窒息死しそうになったとは誇張ではない。当然、H病院では病室に戻れずトイレに何時間もへばり込んでいた。少し休もうと病室に戻りかけるや、廊下でも何度か吐血をした。移送されたT病院では相当収まっていたが、（H病院時を含む）吐血間隔の二四時間平均では約三〇分間隔、軽い吐血や（相当あった）空戻しも含むと約六分間隔（合計百数十回以上）であろうか。睡眠は、一五日午前六時頃起床から一七日午前三時頃までの四五時間余り、一睡もできなかった。この結果、一七日以降の数日間は体力消耗で車椅子使用状態にあった。尚、八九年一一月吐血時の方は、我が家で午前二時頃から八時頃まで、約五分間隔で六時間連続であり、洗面所から一歩も動けなかった。

因みに、過去大吐血は三度したが、吐血のピーク時はいつも医師はいなかった。即ち、八九年一一月は我が家であり、同年一二月H病院入院中は医師不在で当直は医師の妻であり、九三年一〇月のH病院入院中の当直は薬剤師であった。医師は、三度とも、一番ひどい・激しい吐血状態時には入院中ですら不在であり、その症状を一切見ておらず、吐血が相当緩和してから登場という、汚いくらいにうまくできた話である。

＊｛Ｈ病院＝ＨＤ病院、Ｔ病院＝ＴＪ病院である。｝

第五節 ： 岡短の労基法違反構造分析

――親方日の丸型労基法違反の事例分析（岡短労基法違反実証作業）

➡【この節の課題】病気全体への学校責任の状況証拠

《◇－１：岡短・「事業団」の労基法違反の構造分析》

先に名を出した**岡短の課長などが、「そんなに悪人ではない」と、課長などの近所の人は言うかもしれない。「そうです。個々の人間としては悪人ではないのです。但し、悪人に見えなくても、酔っぱらい運転、スピード違反、脱税やそうした類のことをする人は多くいます。また実際に事故の加害者が（事故以前から）全員悪人に見えることはありません。」**

よって、何故彼らが不法行為・労基法違反をしたかは、個々の人間性よりも「事業団」という組織の構造を分析する中で明らかにする必要がある。また、公害や労働法違反は歴史から見ても「見るからに悪人そのもの」として、加害者は登場してはいない。チッソの社長や幹部然りである。また戦前の実話を映画化した「あゝ野麦峠」の中でさえ、会社は病気のミネが工場を去る時に幾許かのお金を与えており、ミネも会社に向かい合掌さえしている。しかし、明らかにミネは人権侵害をされていたことは言うまでもない。よって、ここでは個人からよりも、特殊法人・「事業団」の性格から、何故労基法違反や不法行為が蔓延したかを解説する。

詳細な理論分析や解説は「特殊法人の問題点と教育聖域論への問題提起」や拙著『親方日の丸』としてまとめている。この第五節では、主に 1989 ～ 93 年に起こった不法行為や労基法違反を中心にまとめているにすぎない。

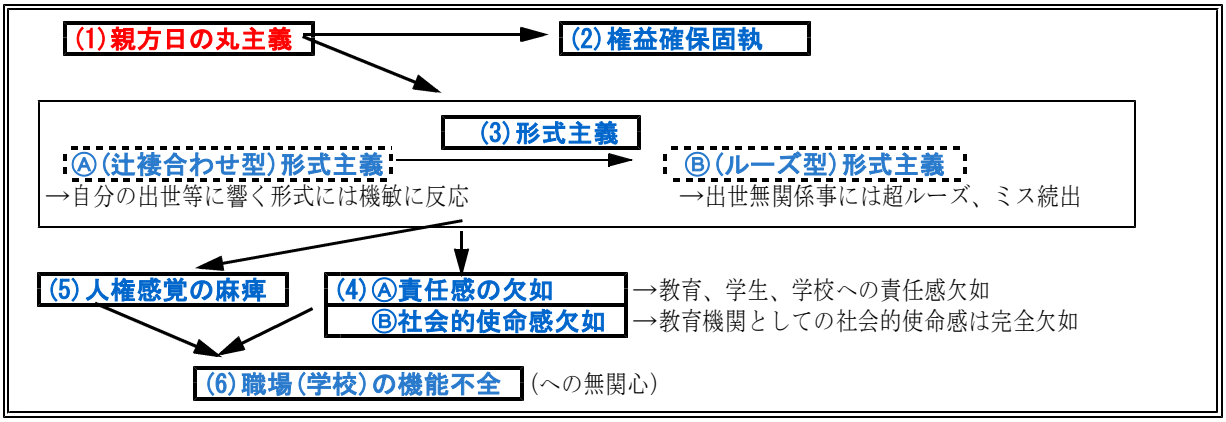

基本理論のみをまず述べる。

(1)親方日の丸主義的本質問題として、一生懸命働いても一切報われないが手抜きをしても首等にはならず、同時に公共団体やあるいは民間でも完全護送船団型会社や団体はまず潰れない。公務員あるいは超過保護の学校機関もこの範疇に入る。

ここから生ずるものは**(2)権益確保固執**と**(3)形式主義**の問題である。即ち、(2)について言えば温室にいる以上、もはや外の世界に追い出されると、ごく一部の人間を除いて使い物にならぬか、あるいは厳しい試練に耐えなければならない。そこで現在の自らの仕事を決してなくさないことのみが至上命令となる。即ち、特殊法人「事業団」の縄張確保（岡短等のグループ 26 校等）であり、廃止や民営化を絶対に阻止することである（今民営化すれば JR と異なりこの短大グループは確実に壊滅する）。主として『特殊法人の問題点と教育聖域論への問題提起』、『親方日の丸』で財政問題なども含め、国家という枠からかなり詳しく分析している。

(2)権益主義は**(3)形式主義のⒶ（辻褄合わせ型）形式主義**｛→自分の出世等に響く形式には機敏に反応｝へとつながり、その代表例が自分の怠慢及びミスから生じた事態であるにも拘わらず「事業団本部から問合せがあっては自分の立場が悪くなると辻褄合わせに走った」1989 年 3 月の私からの単位認定権剥奪事件である。

これにはもう一つの意味もある。卒業が楽（自動入学・自動卒業）でない限り、学生が学校教育法でいう大学及び短大に流れ、各種学校であるポリテクカレッジ岡山（岡山職業能力開発短期大学校）には来な

くなり、アメリカ系大学日本分校以上に学生の確保が困難となる。それでは自分らの仕事及び敷地や器などの権益がなくなるという危機感も当然ある。権益確保上はそうであるが、事業団の私益のために国民が雇用保険料や税金を払っているのでなく、雇用保険料金や（税金が垂れ流された）岡短が社会のために存在しなくてはならないのである。

よって、この逆さまの理論から(3)Ⓐは簡単にⒷ（ルーズ型）形式主義｛→出世無関係事には超ルーズ、ミス続出｝につながる。即ちミスをしたところで競争相手がいる訳ではなく、そのため身内でのかばい合い所か、ミス等は国会やマスコミで取り上げられぬ限り問題外という構造となり、処罰等はされることはない。それらの具体例を下記に述べている。当然、事務員間での厳しい叱咤なども見たことがない。第一いつ自分自身が同様なミスをするか分からないこともあるため身内には優しいのである。

そして、これらが(4)無責任・使命感欠如体質、Ⓐ（本質への）責任感の欠如｛→教育、学生、学校への責任感欠如｝とⒷ社会的使命感欠如｛→教育機関としての社会的使命感は完全欠如。教育の「キ」の字も知らないか事実上無関心｝へと結び付いていく。

即ち、「社会のため」とか「人のため」などは一切考えない。この短大で「学校を良くする」とか、「学生への教育をどうしよう」とか、「学生にこうなってもらいたい」と考え、事務員が努力しているのを 15 年間見たことがない。はっきり言えば学校長ですら、高級な単なる飾り物としか見えなかった。雇用保険料と税金の無駄遣い所ではない。学校長がいなければ外見が悪いというだけで、その職があったと言っても過言ではない。短大全体として主として前例に従い仕事をこなすだけである。否、そうしようとするだけであり、引継ミスから混乱が蔓延していた。

更に、時に適当に思いついたことを労基法違反及び不法行為等に該当するかどうかの吟味をすることもなく、非常勤講師などに（無報酬で）押しつける犯罪行為をすることもあった。また、先例が労基法違反であれば、そういうことだけはきっちり受け継いでいた。

そこから最終的に生み出されるものは、これから見るように(5)人権感覚の麻痺である。その最たるものが労基法違反である。先例に労基法違反が蔓延しており（短大の労基法違反は下記及び第３章で全部は無理でも具体的にかなりの事例を紹介する）、それらだけはきっちり受け継がれ、同時に拡大・再生産されていった。

労基法違反は、一言で言えば、人権の侵害、即ち「人間が人間として生きる条件を不当に奪われることであり」、イェーリングの言葉を借りれば「これなくしては家畜となる」と言われる物が奪われることである。よって、労基法違反の本質は、一部のグループの人間は人間であるが、他のグループの人間（非常勤講師等）は人間でなく家畜か奴隷とみる発想である。特に非常勤講師は機械の部品で事務員の思い通りになるだけでよいという発想がでた所に私の悲劇があった。同時にこの岡短では非常勤講師への寄生体質・貢ぎ労働期待体質が初期から存在してもいた。

そしてその行き着く果ては、「特殊法人の問題点と教育聖域論への問題提起」や『親方日の丸』等で紹介した(6)職場（学校）の機能不全（への無関心）と結果としての「教育聖域論」に名を借りた権益確保のための雇用保険料及び税金の溝捨て行為である。（また、このポリテクカレッジグループに雇用保険料金を投入していたならば、お金の浪費・どぶ捨てどころか、実質的に雇用保険料金を負担している人間への詐欺行為になっている可能性がある。）

私の専任確約の件について言えば、(4)Ⓐ責任感も全くないということから生じる(5)人権感覚が完全に欠落していたことが原因の可能性もある（ただし、最近では計画的詐欺を疑っている）。その土台には優秀な教師を確保し十分に活躍できる場と条件を与え、厳しい学校間の競争に勝ち、自らの力で生き残るなどという意識がなく、税金や雇用保険料に寄生した(1)親方日の丸主義があったと思われる。

私の例の如く、教師という宝の商品を十分に活用するどころか、壊してしまったのである。学校機関をサービス業に例えれば、教師は一番重要な商品である。本来、如何なる設備よりも貴重な商品である。宝の持ち腐れ所か、平気で落としたり、ハンマー（労基法違反や不法行為）で職員が殴って壊したりしてしまった。それは、厳しい学校間の競争を意識し、それに勝ち抜かねば自分らの職業もなくなるという競争意識が完全に欠落しているからである。

嘗ての予備校戦争時に、予備校などが教師を宝扱いしたのは、教師が偉いからではなく学校間競争に勝つための貴重な商品であり、職員の生活が優秀な教師にかかっていたからである。金融関係の護送船団が壊れた後に、少子化時代には学校もその例外ではなくなるであろうが、(1)親方日の丸主義にはそうした危機感が一切ないと言うことである。

また、労基法違反をすれば、学校は必ず崩壊することも忘れていた。これは教育機関としての(4)Ⓑ使命感の欠如の典型的な現れである。

【参考―１１】この職場は旧労働省傘下の「雇用促進事業団」運営の短期大学校である。そこから言えることは労働省傘下には労基法違反が蔓延しているということであり、労働省が何物かということは明確である。現に私が短大の所管者・労働省に何度も度手紙や文書を送付し調査・救済を出しても梨の礫である。(2010 年作成の今回の文書で７度目の送付となる)。

ちなみに、特殊法人「事業団」の最後の理事長であり、衣替えした能力・開発機構の初代理事長は七瀬時雄氏である。こ

の方は 1996 年 7 月に労働省の事務次官に就任されており、労働省官僚のトップにおられた方である。ここで一言言わしていただきたい。彼は 1964 年東大法学部を卒業され、若くして労働省のトップ、そして現在は 5000 人近い特殊法人雇用・能力開発機構理事長である。

他方、私は岡短に専任ということで招聘され、岡短で専任詐欺、強制・監禁・貢ぎ労働の運命を強いられた。しかし、もし岡短の（少なくとも事実上の）詐欺被害に遭っていなければ、客観的に考えて、私が彼以上の収入を得ていたことは間違いない。駿台専任ですら、その証明は終了している。だが、諸文献出版時の印税や他の活躍を考慮すればそんな比ではなかったであろう。

なお、私がこの文書を1999年、2000年、2004年と送付した関係かどうかは不明も、2004年からは雇用能力開発機構理事長は民間出身となった。

《◇－２：岡短の労基法違反の事例》

→２章該当の 1989 ～ 93 年の事項には☆印、その他は〇印を記入。当然これらは氷山の一角である。

(1)親方日の丸主義　→「特殊法人と教育聖域論への問題提起」、『親方日の丸』参照

(2)権益確保固執　→「特殊法人と教育聖域論への問題提起」、『親方日の丸』参照

(3)形式主義

Ⓐ（辻褄合わせ型）形式主義→自分の出世等に響く形式には機敏に反応

☆ 1:学則無視の追試強要［過失・不法行為、労基法 15 条、24 条違反］。

学則に乗っ取った手続きを無視し、ＯＴ係長が「先生、A は就職が決まったので、再試でなく追試を頼みます」といきなりいわれる。私が駿台在籍時には、職員も学生も学則に従って、追試依頼をしてきたのに。

【参考―１２】この学生に関しては出席簿にも名前がなかったか全く出席をしていない学生であり、追試の正当性についての理由は一切聞いておらず、「就職」という語のみを覚えている。尚、追試は「4:病気、その他やむを得ない事由により試験を受けることのできなかった者に対しては、追試験を行う場合があります。ただし、事前に科目担当官に所定の欠席届を提出して許可を受けてください……」（『昭和 63 年学生便覧』p4）となっているが、そうした手続きは一切なかった（1988 ～ 92 年の間ではなかろうか）。

追試は、再試とは異なり、正式な試験とは全く別の問題で 100 点満点で行うものである。正式試験後から暫くして言われ、数日で試験問題を定期試験とは別に正規に作成しなければならなかった。だが、作成料・賃金その他手当類は一切でていないはずである（はずとは賃金等月極明細書を15年間に亘り一切渡して来ないため判断できないが、概算計算するとでていなかったと記憶する）。

〇 2:レポート試験強要の件［労基法 24 条違反、教育権侵害、過失・不法行為］。

【参考―１３】1997 年 4 月のことで正式な授業を休日でもないのに、ゴールデンウィークの休みと休みの間の休み以外の日を臨時の休みとして岡短の全職員が連続して休むため、正式な授業を 1 週間前にいきなりレポートに切り替えるよう通達があった。理由は学生を出席扱いにしたいとのことである。詳細は第３章で記すが、急に 1 週間前くらいに言われてもレポート課題は思いつかなく、私と学生への教育権侵害行為である。

更に、正規の授業なら拘束時間は 200 分であるが、レポートは課題の発想及びレポート採点で 20 時間は軽く超える。しかし、賃金は 200 分しかでていない。労基法違反に抵触する可能性がある事件である（更にこの種のケースは山ほどある）。両者とも一定数の卒業生を確保せねば事業団の手前困るという発想であろうか。

☆3：［不法行為］最たるものが首脅しの下での1989年3月の単位認定権剥奪事件である。

(3)Ⓐ（辻褄合わせ型）形式主義は、責任がないときには簡単に(3)Ⓑ（ルーズ型）形式主義｛出世無関係事には超ルーズ、ミス続出｝へと転じる。

その土台には(4)（本質への）責任感の欠如｛教育、学生、学校への責任感欠如｝、社会的使命感の欠如｛教育機関としての社会的使命感は完全欠如｝と(5)人権感覚の麻痺がある。また(4)と(5)があるから、(3)Ⓑ（ルーズ型）形式主義が生じる。

そして、(3)Ⓑという実は怠慢により起こったミスを、事業団などに自らが睨まれないようにするため、私への首脅しなどの(3)Ⓐ（辻褄合わせ型）形式主義を行うのである。こうした構造である。よって、事業団から小言が来ないとなれば(3)Ⓐ（辻褄合わせ型）形式主義は(3)Ⓑ（ルーズ型）形式主義に転じる。

(3)Ⓑ（ルーズ型）形式主義→出世無関係事には超ルーズ、ミス続出

☆&〇 4：［労基法 15 条違反］［**所得税法266条違反**］月々の賃金等支払明細書も一度も渡されず、何日締めかも不明、更に数年間は辞令もなく時給も不明、明細がないため月の賃金も不明（特に［打合せを含む］

残業などの取扱いは不明、同僚からの情報などを総合したり確定申告の際にいろいろな角度から計算したりしたが、まず支払われていないはず)、毎月の源泉徴収率不明、実家に戻ってからも交通費不明等の問題である。(15 年連続)。
私の方から月極賃金等支払明細書等を請求できない理由は、対人関係を壊し、専任確約等に障害を来すことを回避するためからである。既述の如くやむを得ず要求した97年賃金支払遅延の場合には事前連絡をなどを言うと嫌がらせの類が続出したこと(また89年3月の再試監督問題の項参照)。正当な要望をすると、逆に攻撃型で被害を受けたことが多数あったからである。
また、最近疑っている**裏金作りなどに利用されていた可能性**もある。この場合ならば、管理職の逆鱗に触れたであろう。逆に余った予算の消化に利用されたこともある。これらは、各章に具体的に記述をしているため、各章を参照していただきたい。また、第５章に記述した如く、計画的詐欺として労働条件を闇にされた疑惑もある。

○ 5:源泉徴収のみ送られてくるが、○ 9:の如く 20 万円も違っていた年があり、気づかねば確定申告で 2 万円の還付を損する所であった。

☆○ 6:[過失行為] 1990 ～ 94 年くらいまでの間に、授業で使用する市販テキストが二度違うものが来た。メモ用紙にテキスト名を記して事務員に手渡していても間違え、別のテキストを学校が購入し、一度は返品できない状態になり、使用しないのに学生に購入させたことがある。そのため、使用せぬテキスト用に多大な時間をかけて解説・解答プリントを作成せざるを得なくなった(もちろん、賃金は一円も出ていない)。

○ 7:[過失行為] 96 年 10 月には職員ミスで学生配付用品が揃っておらず、学生への苦情処理や授業に大きく支障を来すため、学生への備品を私の自腹で揃えた事件もある。

○ 8:組織の機能不全の事例。97 年には黴だらけのコップを非常勤講師室のみで何度か見る。職員Ａと非常勤講師Ｂ、取引業者等Ｃが打合せをし、お茶を飲んだ場合には過去は担当の女性(掃除の小母さん等々)がコップ等を洗っていた。当時も、掃除の小母さんなど 2 名を雇用しており、他にもバイトの女性もいたかもしれない。しかし、管理職の引継ミスと組織の機能・運営に関しての無関心から舵取りがなく、その結果黴だらけコップ等放置となっていた。職員Ａは非常勤講師Ｂや出入り業者Ｃ等の飲んだコップを洗う必要はなく、業者Ｃや非常勤講師Ｂも同様に職員Ａのコップを洗う必要がなく、掃除の小母さんはそうした仕事をすると聞いておらず……であろう。
要するに、誰がどの仕事をするか、誰がそうした指揮するのか、誰も分からず、(6)の組織が機能不全となっていた。後に見る責任感の欠如にも結びつくが、管理職の頻繁な異動・引継ミス・責任感の欠如から、学校・職場が機能するために何が必要で、誰がするか等々の指揮の機能不全が見られた。これらが、労働問題と関連すれば以下のような明白な労基法違反への道を自然と開く。

○ 9:[過失行為及び労基法 15 条違反等]源泉徴収票で賃金支払額に 20 万円のミスがあり、確定申告の還付の関係で、1997 年初頭にはあわや 2 万円を損失するところであった。
【解説―１４】毎月の賃金支払明細書がなく、時には辞令もなく、銀行振り込みのため、我が家から銀行まで往復 8 キロを毎回確認に行くのも大変であり、……ともかく源泉徴収がおかしいと感じチェックに数日を要した覚えがある。問合せをすると修正され、損失は回避できたが、それでも源泉徴収票の金額が正しいかどうかは決して分からない。計算しようにも、正式な賃金、賃金に入る残業、賃金に入らない残業、その他が不明だらけで、どの労働で幾ら入っているかの厳密なチェックが時には不可能な場合もある。ただ、年収が週２齣 200 分なら 40 万円台で週 2 日４齣 400 分ならその2倍程度と極端に少ないため、源泉徴収額が 20 万円単位で違えば分かるときもある。

○ 10:[労基法 24 条違反・過失行為](賃金支払日を97年前後に漸く教えられたが) 1997 年 5 月には連絡なしに賃金支払が 2 日遅れ、遅延1日目に問い合わせても詫び所か担当者が休みと門前払いであった。必要時の立替えなどの措置等の相談も一切できなかった。遅延 2 日目の二度目の問合せ時には逆に私が怒られていると感じるような雰囲気がこのときの感想である。今からでも、銀行迄の交通費及びそのために費やした私のロスした時間に対しての代価として支払を求める。

○ 11:[過失行為・労基法 15 条違反]「例年通りの賃金」ということで騙されサービス労働を強要されたこと等もある。このときの損失額への請求額は３章五節《◇－２》参照。
更に、これが(4)無責任・使命感欠如体質と(5)人権感覚の麻痺に結び付いてゆく。

(4)無責任・使命感欠如体質
Ⓐ(本質的への) 責任感の欠如→教育、学生、学校への責任感欠如。
Ⓑ社会的使命感欠如
→教育機関としての社会的使命感は完全欠如。教育の「キ」の字も知らないか事実上無関心。

○ 12：[過失・教育放棄] 1995 年学校の事務室の出口を暴走運転した殺人未遂学生放置。（全学年への注意は私が授業中に行う。担当していないクラスは、友人ＡＳ先生等に依頼した。もちろん、賃金は一円も出ない。職員・ＦＪ氏に通報した以上、本来は職員の仕事である。されど職員がせねば、人命がかかっている以上放置はできないため、やむを得ず動かざるを得なかった。）

○ 13：[過失・不法行為・教育放棄] 第３章で述べる短大辞職の原因となった私に対する暴力学生を逆に擁護する事件など（1997 年 11 月）記せばきりがない。

○ 14：これらを教員として放置できないため、第３章で記した如く、事実上私に処理を押しつけられ、サービス労働へとつながる。ただし、サービス労働にはこれ以外にも職員の仕事を私に一方的に転化したケースもある。
〈(4)のⒶⒷと(5)の中間問題としては〉

☆ 15：[教育放棄・労基法 15 条・24 条違反] 年度は忘れたが 90 年以降での試験監督の問題があった。これには三点の問題があったことは第四節◇―２で記しているため、参照していただきたい。

☆ 16:類似例としては 1988 年3月頃に、再試試験監督の問題がある（第一節◇―３参照）。
※☆ 15 と☆ 16 に対して、今からでも精算して、支払をしていただきたい。

(5)人権感覚の麻痺、

☆ 17:既に述べた 1990 年頃に従来の週１日２齣=200 分の授業を次年度から週１日１齣=100 分とし、年収 10 万円台通告の件（専任で招聘し、更に他の仕事がないのを知っている上での通告）。
※調査を依頼する。計画的に嫌がらせで行った場合には刑法に抵触するため、告発を「機構」の側でしていただきたい。時効は第５章第四節◇―３に記す理由で適用されていないはずである。計画的でなくても、過失ならば病気との因果関連が明確になれば「機構」は賠償を支払う義務がある。

☆ 18:変則日程の件。（私に他の仕事がないなら何でもさせられると考えたか、）88 年は週 1 回で、今週月曜、次週土曜…… 89 年度も週 1 回で今週木曜、次週土曜などの変則出講を割り当てられる。何故専任がそれをしなかったかという疑問がある。万一、専任教職員は毎週土曜休み、学生のみが隔週土曜授業ならば、そのようなことをしてよいかという疑問もある。同時に、学校まで往復200キロメートルから通勤している私に、土曜の朝一番（朝 8 時 45 分からの授業）と別に変則日程を常に割り当てられるのは何故であろうか。専任確約があり、他の職もないため何でも言うことを聞くと考えたとしか思えない。

☆ 19:専任確約の件の引継ぎがどうなったのか（人間の一生の問題がかかっていることが引き継ぎミスではすまない）。

☆ 20:専任確約への問合せ拒否問題。1991 ～ 93 年の間に、学校長（専任決定権者）に専任確約問題についてどうなったかの確認を要望したが、ＹＫ課長により「学校長に会うのはまずい」で拒否された問題。ＹＫ課長の個人的感想は言われたが、何の意味もない。子供の使いではなく、民法その他の契約・約束問題として尋ねたのである。何度もの問合せは、私の病気（鬱病か何か）と度重なる（ＹＫ課長の☆21の）労基法違反で不可能とされた。この人権感覚の麻痺が（ミス続発型）形式主義と結びつき労基法七大原則などの度重なる違反となる。

☆21:**1992年3月の労基法2条2項（労働契約遵守）違反**（第四節参照）。ＹＫ課長が結んだ労働契約に違反し、年収が半額の40万円台と相談なしで、新学期開始直前になっていた。これにより、①河合塾その他の職を失う。②十二指腸潰瘍の悪化と二度の連続入院、吐血へ結びつく。③自律神経失調症の再発（若しくはＰＴＳＤの症状）がでる。④年収40万円余り損失×3年分＝120万円以上の損失、となる。この点についての賠償額は双方の交渉で決めたい。

○22:1995年3月6日に同じ労基法2条2項違反を行う。ＦＪ氏により☆21と同様な形で労働契約違反を行われ、年収が半額と突如される。この直後頭の麻痺が 6 ～ 8 時間続いたことや後の症状（巻末の附属資料３――Ａ参照）より、精神疲弊の起因となった。2010年時点での見解は、ここでＰＴＳＤ発症（若しくは最低でも自律神経失調症再発と心身症発症）となり、第３章に詳細な記録を基にそれを実証している。後日、数日後に労基法違反撤回（契約を守る）との連絡があったが、上記病気発症してしまった後であり、時既に遅しであった。同時に、これ以外の労基法違反・不法行為が相次ぎ、病気が進行していく。その結果交通事故死の危険６度を含め、ついには医者による辞職勧告となる。（第３章参照。）

☆ 23：[労基法 24 条、15 条違反] 賃金不払。1989 年 7 月 1 日の「事業団」創立記念日が休みという労

働条件明示を行わず、突如 1 週間くらい前の連絡で休みにしたにも拘わらず、賃金未払いの件。賠償額は既述の通り。

○ 24:1997 年に私が作成したテキストを業者に一人分2000円程度支払い、学生に3000円余りで販売したにも拘わらず、私への作成料・賃金・原稿料未払い。問い合わせても一切返答拒否である。当時のＭＫ課長の薄笑いのみ浮かべて無回答のみである。これは、職場におけるパワハラ関連法規該当犯罪の可能性が高い。

○ 25:賃金支払五原則違反。賃金支払遅延と同時に次回より労基法24条遵守を依頼したことに対して、ＭＫ課長から、解雇脅しと解される事件があった（97 年 5 月。第３章及び第５章第三節◇２等参照）。
そして、そうした労基法違反は必ず本業にも結びつき（教育への）責任感の欠如、（学校の）社会的使命感への欠如による被害を生みだしてゆく。同時にそれが私への更なる被害へと結びついた。

(6)職場（学校）の機能不全（への無関心）→「特殊法人と教育聖域論への問題提起」『親方日の丸』参照。
これらが、親方日の丸型体質から出た労基法違反と私への被害の実態である。構造問題に原因があり、同時に問題の本質は非常勤講師は人間ではなく使い捨て部品と（事実上）された問題である。更に、それが(6)学校機能の崩壊へと結びつく。詳細は３章や『親方日の丸』、「特殊法人と教育聖域論への問題提起」等に記しているが、職員は相互に連絡することなく、言うことがマチマチであり、私への指示も全く逆のことを同一年度ですら言いだしてくる。

○ 26:事務員Ａは「印刷は早めにした方がいいですよ。」事務員Ｆ Ｊ氏は「印刷はまだしないでください。待ってください。」ＭＫ課長「君待ちなさいと言ったら待ちなさい。」学内印刷に関しては賃金は当然でていない。（97年度）

○ 27：［労基法 37 条違反］賃金不払、パワハラ被害。（名前は確実ではないが）職員ＹＹさんが手からこぼれそうになるような状態での印刷用紙を持っているのを見かねて、私の勤務時間外に私の仕事以外の仕事を手伝う。ＹＹ氏：「助かりました。」ＭＫ課長:「（浜田）、勝手なことをするな。」ＹＹ氏が険悪に見える形でＭＫ課長に文句を言い、ＭＫ課長が「では君［浜田=私］特別に許可してあげよう。」正気の沙汰とは思えず、私はＹＹ氏とＭＫ課の睨み合いを横から黙って見学していた。そのときの心理はただ（狂っていると）唖然とした、であった。しかし、勤務時間外に私の仕事でないことを管理職が許可すると言ったならば賃金支払義務が生ずるが賃金は一円も出ていない。従来好感を持っていたＹＹさんの手助けのため pay（賃金）をもらうつもりはなかったが、ＹＹ氏ではなく管理職ＭＫ課長が介入し上記（許可）発言をした時点で賃金支払義務が生ずる。最低でもパワハラに該当する。（97 年 9 月）。

☆○ 28:ＯＴ係長「先生学校のオリジナルテキストを作ったら。……先生もお金が入るし……」（1989 初頭）。Ｆ Ｊ氏:「何故市販のテキストにしないのですか」（1995 年頃）。即座にＦ Ｊ氏の上司のＨＭ課長に聞く。「どうぞ、どうぞ、遠慮なくお作りください」（同年）。これは一例であるが、更にひどく職員の統一見解もなく、学校機能は崩壊していた。

当然、学生も事務員の猿真似をしだし、更に学生は幼稚園並の行動へと化してゆく。尚、学生の変貌の論理と学校責任については「特殊法人の問題点と教育聖域論への疑問」や『親方日の丸』で記しているため、ここでは略し、簡単に以下の点のみ記す。
目的意識や専門への渇望や熱意のない学生が大半入学してくる構造が当初より存在していたことである。当初はその学生達も一端入れば保守的となり、少しでも岡短卒が肩書になればと教師の顔色を窺っていたが、短大の単位認定権介入等により徐々に無法学生へと転じる。実態は本文の随所に記しているが、その発症論理は私への労基法違反や不法行為と同一の根のため、私への不法行為をより明確にするためにも『同上書』等に記している。
肩書志向よりも山師的に入学してきた学生が無法行動を平然と行いだすのは、英語が必須科目から選択科目に移行してからでなく、それより遙かに早い単位認定権介入や短大が労基法違反の嵐となった時期と一致することも付け加えておく。

◎ 1988 ～ 93 年末の主要事件の順：詳細は各関連の章や節参照。（ ）内は87年以前の主なもの
（82 年専任前提で岡短に招聘され、翌年から授業）
（83 ～ 87 年専任確約とバーターで交通費無しで貢ぎ労働（岡短用アパート及び自炊等で 600 万円損失）
（同上で岡短講師捜しを無料で手伝う）（ ）内は第１章参照。
88/3 頃再試監督問題（賃金未払い、労働契約違反。以降10年合計約20回分賃金未払い）
88/4:変則日程の押し付け（今週土、次週月……土……という授業日程）

88/10 頃学生乱れ一部あり→再試しない趣旨を通知=ＯＴ係長=了承
89/3:(一転してＭＥ課長等）による（首脅し）再試強要。単位認定権剥奪＝不法行為
89/4:再度変則日程押し付け
89/4：(学校による再試強要による学生の乱れ対策として学校の許可とり）私のお金で（賃金 1 箇月分相当）で食物等を用意し茶話会的形態で英語自己紹介授業を行う、
89/6 短大勤務以来の初の授業中の騒がしさ
89/7：賃金未払事件
89/10：授業破壊学生登場
89/11月吐血で40日くらい入院（その前に自律神経失調症発症か）
89/10（若しくは89年末か90年初頭）ビデオ没収事件（私財没収の疑惑、手当類未払い、後の学校器財類自腹強要事件に繋がる）
89年後半、目の異常、耳の異常、吐き気等々自律神経失調症発症
89 年末（若しくは 90 初頭）週1齣（100分）・推定年収10万円台の通告（ただし交通費問題に手をつけられれ　ば年収1万円も可能事件）
89年末（90年初頭）から急に気力・知力減退し約4年に亘り文献が読めなくなる（激しい鬱病か？）

90 年上記週 1 齣通告は、授業開始してみると嘘であった（変更連絡は一切なし）
90 年地方予備校で英語を教えるが頭が機能せず
90 年代前半頃から：試験監督（賃金未払い、労働契約違反）→労基法2条、15条、24条違反、試験機能不全=過失行為・職務放棄（無連絡かつ、学生証抜きの試験で非常勤が顔覚えている訳なくザル試験他）
92 年労働契約締結→週 1 回 2 齣を週 2 回 4 齣で（事実上）年収倍増契約のため、
92 年（当時の体調上週 2 日が限界と考え岡短労働契約遵守上河合塾を放棄（事実上自主退職)、
92年3月下旬頃：労基法2条2項違反。突如意味不明の形で一方的に労働契約を破棄され、年収80万円が40万円となる
92年5月から塾バイト探しも時期が悪く見つからずに苦悩。その結果8月頃から腹痛の再開（明記あり）
92 年 10 月頃塾のバイトを見つけるや11月から腹痛激化
93年1月の正月から入院20日
93 年 3 月同塾から病気理由に自主退職を求められる
93 年 4 月英語クラスが 5 クラス分割になっていたが、私には 2 齣=200 分しかなく、再度労働契約被害感覚
93年金銭よりの心労
93 年初頭（92 年かもしれず）中学生の甥と腕相撲して負けかけ中止（腕力も筋肉も喪失）
93年8月父が死に金銭問題で行き詰まりを感ずる
93 年 8 月後半腹痛
93年10月大吐血入院→救急車で別病院へ移送され 60 日間入院
93 年 11 月入院続きで解雇を恐れて病院を騙し抜け出し出講し授業を行う
90 ～ 1994 年の間に注文した授業用の学生配付用テキスト二度違うものが来る（一度は返品不可能）
　＝過失行為・職務怠慢、
93年の吐血で急に体重減少、知力・気力・暗記力が復活し生き返るが、毛髪は相当減少。
　※上記一覧は、
①病気との覚えている物をほんの少し因果用にメモしただけであり、労基法違反・不法行為を全て網羅していないこと、例えば賃金何日締めか不明、交通費不明、賃金等支給明細書なしで所得税法266条違反・労基法15条違反等々は記していないこと、
②労基法違反は一度のみ記しているが、それが 10 年連続数十回起こっていることに注意（賠償もそれを前提に）すること、
③記憶喪失期のため一部のみしか記述していないこと、
④ 95 年以降も労基法違反及び不法行為は第 3 章に記す如く続出していること、
この四点に注意していただきたい。

吐血後に奇跡的に精神・気力・腕力が蘇るが、第 3 章で述べる 1995 年 3 月 6 日の再度の労基法 2 条 2 項違反を巡る激論で完全に再度精神を破壊される。なお、1990 ～ 93 年自体も賠償対象となると考えているが、私が賠償金を多く取るために嘘を言ったり、逆に事業団が何とか賠償金を減らそうと偽証したりすることなく、双方が事実のみを言い、良心的な中立の医師がこの 90 ～ 93 年の病気については判定を下すべきであることを第 4 章に記している。
【参考―１５】主治医は 89 年 11 月迄がＡＯ医院（ＡＯ重男先生とその父親の医師)、89 年 11 月末から 93 年 10 月迄がＨＤ医院、93 年 10 月中頃からＴＪ医院（ＫＢ先生)、94 年 12 月下旬からは再度ＡＯ医院（主治医ＡＯ先生）でいずれも岡山県である。その他臨時に診断していただいた病院は本文の該当個所に記している。

この文書を読めば、小さい労基法違反と思うかもしれないが、89 ～ 97 年合計労基法違反被害額総額は数百万円（200 万円超過）である。岡短からの収入が 83 ～ 87 年合計 150 万円未満(交通費無支給であったため実質 120 万円台、教材費、教材購入交通費・宿代を引けば収入はゼロ円である)。88 ～ 97 年合計収入

が 550 万円程度である。**収入と労基法違反被害額を対比すれば、大きなダメージを与える割合である。よって、労基法違反被害額は小さくない。**

更に、専任確約での貢ぎ（岡短授業百パーセント使用率器財等々の自腹分）被害が別にある。岡短用アパート 600 万円損失は既述の通りである。また、岡短起因の病気については入院費約 130 万円、通院費は 200 万円を超えている。

何よりも大きいのが、他の職場で正規労働を阻止されたための逸失利益であるが、これはややこしいため第４章で述べる。尚、労基法被害額がそんなにあるのかと思う人は第２章から第５章まで丁寧に読めば事実と分かるであろう。金銭以外でも、私の能力の劣化、長期病気の苦しみ、結婚などが不可能とされたこと……膨大な人権侵害を被ってもいる。

そして再度言う。この職場は旧労働省所管の職場で、運営権者「機構」理事長は私が在職中は労働省事務次官の天下りであり、岡短に関する事項は国会の議決を必要としていた、言わば労働省（系）大学校の職場である。

（2016 年 7 月 21 日追記）

年十万円（場合によれば年１万円）通告は、単位認定権剥奪・ビデオ没収などを行ったＭＥ課長による、私を自主退職に追い込むための、パワハラだったのかもしれない。その場合はそうした方針が最初からないため、授業開始日には元に戻るであろう。実際、何の連絡もないままに、新学期に出講すると前年度のままであった。

【２０１６年７月２１日追記】

①政府・主要政党宛への送付は全て実名としていた。しかし、この PDF 配布版では、岡短では副校長以上、駿台では部長以上に限定する。それ以外の人名は原則として略号に置き換えた。

②私の書物からの引用は、全て、旧ペーパー版用原稿からである。これらの原稿の一部は、現在、電子書籍で発売中である。なお、電子書籍にするに当たって誤字・脱字類は修正している。しかし、引用は電子書籍版ではなく、昔の原稿版からの引用である。

③電子書籍版の紹介は、私の「安らぎ文庫 HP」の中で行っている。下記アドレスが該当する。
http://h-takamasa.com/service.html

④参考
公式ＨＰ→ http://takahama-chan.sakura.ne.jp/
安らぎ文庫ＨＰ→ http://h-takamasa.com/